

お知らせ

2019年4月9日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所2号機の廃止に係る発電事業変更届出書を提出しました

— 4月9日を廃止日として届出 —

当社は、本年2月13日、玄海原子力発電所2号機の廃止を決定しておりましたが、その後、諸手続きを行い、準備が整ったことから、本日、電気事業法に基づき、同号機の廃止に係る発電事業変更届出書^{*}を経済産業大臣へ提出いたしました。

(変更内容)

玄海原子力発電所2号機の廃止日は2019年4月9日とし、廃止日をもって玄海原子力発電所の出力を291万9千kWから236万kWに変更する。

○玄海原子力発電所の出力

	変更前	変更後
2号機	55万9千kW	— (廃止)
3号機	118万kW	118万kW
4号機	118万kW	118万kW
合計	291万9千kW	236万kW

(1号機については、2015年4月27日に廃止)

以上

^{*} 電気事業法第27条の27第3項では、発電事業者は、発電用電気工作物の出力などに変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出ることとされている。